

団地進出希望企業紹介制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、群馬県企業局（以下「企業局」という。）が分譲する工業団地等及び商業用地への企業誘致を促進するため、土地売買契約に至った進出希望企業の情報を提供した情報提供者に対し、進出希望情報の対価として紹介料を支払う制度（以下「本制度」という。）を設けるとともに、その取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号による。

- (1) 「工業団地等」とは、群馬県団地造成事業に関する条例（昭和37年条例第32号）第2条各号に規定する団地のうち、別表1に定めるものをいう。
- (2) 「商業用地」とは、群馬県団地造成事業に関する条例第2条第6号に規定する団地のうち、板倉ニュータウン業務用地及び商業用地、ふれあいタウンちよだ商業用地をいう。
- (3) 「紹介料」とは、情報提供者に対して進出希望企業に関する情報提供の対価として支払う費用をいう。
- (4) 「情報提供者」とは、工業団地等又は商業用地への進出希望企業に関する情報を提供する者をいう。
- (5) 「進出希望情報」とは、工業団地等又は商業用地への進出希望企業に関する情報をいう。
- (6) 「進出希望企業」とは、工業団地等又は商業用地の取得をしようとする企業又は個人をいう。

(対象面積)

第3条 本制度の対象面積は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工業団地等 工業団地等において、進出希望企業が9,000平方メートル以上（同一団地内において、当該進出希望企業1社が複数の区画を取得し、その合計取得面積が9,000平方メートル以上になる場合を含む。）の用地を取得する場合とする。
- (2) 商業用地 商業用地において、進出希望企業が1,000平方メートル以上の用地を取得する場合とする。

(紹介料の額)

第4条 紹介料の額は、分譲代金（土地売買契約書に記載する金額をいう。以下同じ。）に100分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、金3,000万円をもって上限とする。

- 2 前項の規定により算出した紹介料の額に、消費税及び地方消費税を加えるものとする。
- 3 企業局が支払う紹介料は、土地売買契約の成立に至った進出希望情報の提供に対する対価であり、交通費、通信費等の実費を弁償するものではない。

(情報提供者の要件)

第5条 進出希望情報を提供することができる者は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けて、宅地建物取引業を営む者（個人を含む。）
- (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条に規定する金融機関で、宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業を営む者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業者の許可を受け建設業を営む者及び建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する登録を受けている建築士事務所で、宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業を営む者

(情報提供者の欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、情報提供者の資格を有しない。

- (1) 関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は暴力団員と密接な関係を有する者であつて、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - イ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - カ 暴力団員と密接な交友関係を有する者
 - キ アからカのいずれかに該当する進出希望企業に関する情報提供を行う者
- (3) その他、企業管理者が情報提供者として不相当と認める者

(情報提供の時期)

第7条 情報提供者は、企業局が進出希望企業と交渉を開始する前までに、進出希望情報を、直接企業局に提供するものとする。

(進出希望情報の提供方法)

第8条 進出希望情報の提供は、情報提供者が進出希望企業の同意を得た上で、進出希望企業に関する情報提供書（別紙様式1。以下「情報提供書」という。）を企業局に提出するものとする。

- 2 進出希望企業の同意を確認するため、情報提供者は、進出希望企業が記名した情報提供同意書（別紙様式2。以下「同意書」という。）を、前項の情報提供書と併せて企業局に提出するものとする。
- 3 情報提供者は、第6条の欠格条項の確認のため、誓約書（別紙様式3）及び役員等名簿（別紙様式4。ただし、個人にあつては住民票とする。）を提出するものとする。
- 4 情報提供書は、進出希望情報1件（一団の土地をもって1件とする。）について1通のみ提出することができるものとする。

(進出希望情報の提供ができない場合)

第9条 情報提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、進出希望情報を提供できない。

- (1) 進出希望企業について、既に企業局が当該企業の立地に関する情報を取得しているとき。
- (2) 既に工業団地等又は商業用地に立地している企業が、同一工業団地等又は商業用地内の他区画の分譲を受けようとするとき。
- (3) 進出希望企業が望む工業団地等若しくは商業用地の区画が、既に他の進出希望企業との間で交渉成立済みである場合、又は交渉が進行しているとき。
- (4) 情報提供者が、第三者を介して情報提供するとき。
- (5) 進出希望企業自らが情報提供するとき。

(情報提供書の有効期間)

第10条 情報提供書の有効期間は、第11条第1項に規定する受領書を交付した日から起算して1年間とする。ただし、企業局と進出希望企業が土地売買予約契約を締結するときは、企業局が別に指定する土地売買契約の締結期日までとする。

(受領書の交付等)

第11条 情報提供書が提出されたときは、企業局は、記載事項の内容及び土地利用計画等に

合致しているか等について確認の上、進出希望企業に関する情報提供書受領書（別紙様式5。以下「受領書」という。）を情報提供者に交付するものとする。

- 2 同一の情報が複数の者から提供された場合は、最初の情報提供者に受領書を交付するものとする。
- 3 受領書は、企業局が、情報提供書に記載された進出希望企業と工業団地等又は商業用地の分譲に向けた交渉を行うことを証するものであって、当然に分譲を行う義務を生じさせるものではない。

（受領書等の無効）

第12条 企業局は、前条第1項の規定により受領書を交付した後、紹介料の支払いに至るまでの間において、情報提供者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該案件に係る情報提供書及び受領書を無効とする。

- （1）情報提供者が、紹介料を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- （2）情報提供書の不正又は不当な行為により、第8条に規定する情報提供書等の書類に事実と異なる記述があったとき。
- （3）情報提供者が、第6条の欠格条項に該当することが判明したとき、又は欠格条項に該当することとなったとき。

（受領書の交付期間）

第13条 企業局から情報提供者へ受領書を交付する期間は、平成27年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（交渉結果の通知等）

第14条 企業局は、第11条第1項の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、進出希望企業と工業団地等又は商業用地の分譲に向けた交渉を行った結果について、その成否にかかわらず、進出希望企業に関する交渉結果通知書（別紙様式6）により通知するものとする。

- 2 情報提供者は、前項の交渉結果に対し、企業局に異議を申し立てることができないものとする。

（紹介料の支払）

第15条 企業局は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合において、第11条第1項に規定する受領書に記載された情報提供者に対して、紹介料を支払うものとする。

- （1）受領書を交付した日から起算して1年以内に、進出希望企業が工業団地等又は商業用地への立地に係る土地売買契約を締結すること。ただし、進出希望企業が土地売買予約契約を締結したときは、企業局が指定した期日までに土地売買契約を締結すること。
- （2）分譲代金の全額が納入されたとき。
- （3）情報提供者が、企業局から交渉結果通知書の交付を受け、紹介料に係る請求書その他支払いに必要な書類を提出したとき。

（情報提供者と進出希望企業の紛争の解決）

第16条 本制度に関し、情報提供者と進出希望企業との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業管理者が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 「団地販売仲介手数料制度（平成21年4月1日制定）」は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1号関係）

番 号	団 地 名
1	長野原向原団地